第三・十五条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、輸出締約国の原産品について、この協定に従い、原産地証明書に基づき関税上の特恵待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、

(a)　課税価額の総額が千五百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入については、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。ただし、当該輸入が原産地証明書に関する義務を回避することを目的として行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(b)　自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。

3　輸入締約国は、適当な場合には、輸入者に対し、産品が輸出締約国の原産品であることを示す他の証拠の提出を要求することができる。

4　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第三・十六条　原産地証明書

1　前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う他の団体（以下この章において「指定団体」という。）を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある政府当局が指定団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面によりその指定団体を通報する。

4　両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第三・二十六条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　原産地証明書は、印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。

7　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日から十二箇月間有効なものとする。

8　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

9　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する8(b)に規定する産品の生産者が、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

10　輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

11　各締約国は、自国の法令に従い、自国の権限のある政府当局又はその指定団体がその発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示された全ての補助的な文書を含む。

12　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対して速やかにその取消しを通報する。

第三・十七条　輸出に関する義務

各締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する前条8(b)に規定する産品の生産者が、次のことを行うことを確保する。

(a)　当該原産地証明書の発給を受けた産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して書面により遅滞なく通報すること。

(b)　当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第三・十八条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地証明書に関する情報を確認するために相互に支援する。

2　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられるものとして輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後四箇月を超えない期間内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、3の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する産品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を当該政府当局に提供するよう要請することができる。

第三・十九条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、前条の規定に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次のことを行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する産品の生産者の施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対し(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1の規定に基づく訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行う書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。